

非常変災時（気象災害・交通障害・飛翔体）の対応について

北海道滝川工業高等学校長

1 臨時休校

- （１）午前５時３０分の時点で滝川市に「特別警報」が発表されている時や気象状況により生徒の安全確保が難しいと判断した場合は、「臨時休校」とします。学校HP（<http://www.takikawa-th.hokkaido-c.ed.jp/>）トップページの「お知らせ」に午前６時に掲載します。

なお、命の危険があります。自治体等の指示に従って、「命を守る行動」をしてください。

2 自宅待機

- （１）通学に使用しているＪＲ及びバス等の公共交通機関が運休となっている場合や、洪水、崩落、吹雪等による交通障害など、他の登校手段が無い場合は、「自宅待機」となります。

なお、通学困難な場合は、必ず担任の先生に連絡してください。

- （２）保護者による送迎については、危険回避を最優先とし、状況を十分に判断されますよう願います。

3 飛翔体（ミサイル等）発射に対する警報発令時

（１）登校する時間帯の場合

- ①徒歩等で登下校する生徒は、各自が近くの頑丈な建物や物陰に避難する行動を取る。
- ②公共交通機関を利用して登下校する生徒は、乗務員等の指示に基づく行動を取る。

（２）生徒が学校等で活動している時間帯の場合

- ①ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れる。
- ②校舎外にいる生徒は、速やかに校舎内に避難させる。
- ③校外で活動している生徒は、近くの頑丈な建物や物陰に避難させる。

（３）下校直前の時間帯の場合

- ①生徒の下校（帰宅）を一時中断し、校舎内に待機させる。

（４）下校の時間帯および放課後の場合

- ①徒歩等で登下校する生徒は、各自が近くの頑丈な建物や物陰に避難する行動を取る。
- ②公共交通機関を利用して登下校する生徒は、乗務員等の指示に基づく行動を取る。

（５）避難行動等を解除する場合の判断

- ①政府による公式発表等を踏まえ生徒の安全確保に係る対応を解除する。